

令和7年北海道暴走族根絶等啓発推進月間の実施について

1 趣 旨

暴走族は、暴走行為だけでなく、一般市民を巻き込んだ犯罪行為など、道民生活に多大な影響を及ぼしており、暴走族のいない安全で平穏な道民生活を築くことは、道民全体の願いとなっている。

道内における暴走族情勢は、平成22年4月末にすべての暴走族グループが解散して以降、新規グループの結成はなかったが、平成29年9月頃に少年6名で従来型の暴走族グループが結成され、暴走行為がSNS上に動画投稿されたところ、閲覧数が数万件に及んだこと、その他にも昨年は、共同危険行為等の道路交通法違反により検挙されている状況があるなど、今後も暴走行為の発生が懸念される。

このようなことから、国土交通省が主体となって実施する「不正改造車を排除する運動」及び北海道警察が実施する「暴走族取締り重点期間」と連携して、暴走族等の根絶を図るための啓発活動を展開し、暴走族を許さない世論形成を推進する。

2 実施機関

北海道暴走族対策推進協議会

3 推進期間

推進月間は、令和7年6月1日（日）から同年6月30日（月）までの1か月間とする。
（なお、この月間以外であっても、啓発活動は継続して実施するものとする。）

4 推進事項

暴走族・暴走行為の根絶等に向けた気運を醸成するため、実施機関は暴走族・暴走行為の根絶等に関する啓発活動を関係機関・団体と連携して実施する。

(1) 暴走族・暴走行為の根絶等に関する道民意識の高揚及び啓発活動の推進

- ・ 暴走行為を「しない、させない、見に行かない」の「3ない運動」を活用した広報・啓発活動の推進
- ・ 暴走族、暴走行為の実態を周知するための報道機関への情報提供

(2) 暴走族への加入の防止の推進

- ・ 地域の実情に応じた関係機関・団体による連携体制づくりの推進
- ・ 生徒に暴走族の悪質性、危険性等を理解させるための学校における取組の推進

(3) 暴走族からの離脱の促進

- ・ 少年及び保護者等に対する相談・支援活動の推進
- ・ 暴走族からの離脱を希望する少年等の文化・スポーツ活動等への参加を促進することによる離脱支援

(4) 暴走行為を防止するための環境整備

- ・ 暴走族又は暴走行為をする者が常習的に集合している公園や駐車場、広場等の管理者に対する集合を防止するための助言及び協力要請
- ・ 暴走行為が常習的に行われている道路の管理者に対する暴走行為を防止するための情報提供、助言及び協力要請

5 市町村、関係機関・団体等の参加・協力

実施機関は相互に連携し、機関誌・広報誌、ホームページ等を利用した暴走族根絶のための啓発活動を推進する。